

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. サービスの目的

株式会社 gene 訪問看護ステーション 仁 刈谷は、介護保険制度を利用される利用者様を対象に介護支援専門員が立てたケアプランに基づき様々な障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で日常生活がおくれますよう利用者様の状態に応じたサービスを提供します。このサービスは介護保険法の基本理念に基づき生活の質の確保を重視し、健康管理・全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養生活が継続できるように支援することを目的とします。

2. サービスの担当者

訪問看護(介護予防訪問看護)は看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の免許を有する専門家が担当します。

担当:三浦 弥生 連絡先 電話 0566-93-3930 FAX 0566-93-3931

3. 訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの概要

1) 訪問看護(介護予防訪問看護) 事業所の指定状況およびサービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーション 仁 刈谷
所在地	〒448-0011 刈谷市築地町 2 丁目 8 番 14 号
介護保険	2362990208
通常のサービス提供地域	刈谷市・知立市・豊明市・大府市、豊田市の一部(高岡中学校区、前林中学校区、竜神中学校区、若園中学校区)

＊地域以外でもご希望の方はご相談ください。

2) 当事業所の特徴(運営方針)

関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス・医師会等との密接な連携に努め、協力と理解のもとにリハビリテーションを目標に医学・福祉の豊富な知識を持ったスタッフが専門的にきめ細やかな心のふれあう対応をし、適切な運営を図ります。

3) スタッフの体制

訪問看護ステーションに勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとします。

①管理者： 1名

管理者は、ステーションの従事者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たります。

②看護職員等 2.5名以上(常勤換算)

看護師は、訪問看護計画書及び報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)作成し、事業の提供に当たります。

③理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

理学療法士等は、医師の診断に基づき、利用者様の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たります。

④事務職員 1名以上

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行います。

4) 営業日 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする(祝日営業)。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

5) 訪問看護(介護予防訪問看護)の内容は次のとおりとします。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 病状・障害の観察 | ⑥ ターミナルケア |
| ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑦ 認知症患者の看護 |
| ③ 食事および排泄等日常生活の世話 | ⑧ 療養生活や介護方法の指導 |
| ④ 床ずれの予防・処置 | ⑨ カテーテル等の管理 |
| ⑤ リハビリテーション | ⑩ その他医師の指示による医療処置 |

4. 訪問看護(介護予防訪問看護)の提供方法

訪問看護(介護予防訪問看護)の実施にあたっては、利用者様の希望または介護支援専門員の在宅ケアアセスメントにより必要性が認められた時にケアプランに基づき提供されます。また訪問看護(介護予防訪問看護)の実施にあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づき行います。理学療法士等による訪問は訪問看護の一環として提供します。

5. 訪問看護(介護予防訪問看護)の利用料金

1) 利用料

利用料については、介護保険制度に基づき、介護報酬告示上の額に、各利用者様の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額となります。

2) 交通費

上記3の1)の通常のサービスの実施地域に居住の利用者様は無料です。それ以外の地域に居住の利用者様については交通費が実費負担となる場合があります。(実施地域を超えた地点から片道1キロメートルあたり25円)。

訪問看護(介護予防訪問看護)利用料金

		訪問看護	予防訪問看護
基本料金	看護師による訪問	20分未満	314単位/回
		30分未満	471単位/回
		30分以上1時間未満	823単位/回
		1時間以上1時間30分未満	1,128単位/回
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等による訪問		
		20分	294単位/回
		40分	588単位/回
		60分	795単位/回
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携)	2,961単位/月	
加算項目	上記定期巡回で要介護5の利用者様の場合	800単位/月	
減算項目	前年度の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合	リハ1回20分につき、8単位減算定/回	
減算項目	(介護予防のみ)利用開始月から起算して12月を超えてリハを行った場合、かつ、上記8単位減算を受けている場合		リハ1回20分につき、15単位減算定/回
加算項目	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位/月	
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574単位/月	
	長時間訪問看護加算	300単位/回	
	複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分未満)	254単位/回	
	複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分以上)	402単位/回	
	複数名訪問看護加算(Ⅱ)(30分未満)	201単位/回	
	複数名訪問看護加算(Ⅱ)(30分以上)	317単位/回	
	夜間加算(18時～22時)・早朝加算(6～8時)	所定単位数に25%加算	
	深夜加算(22時～6時)	所定単位数に50%加算	
	特別管理加算(Ⅰ)	500単位/月	
	特別管理加算(Ⅱ)	250単位/月	
	退院時共同指導加算(退所につき1回算定だが、特別な管理を必要とする利用者様について、複数日に退院時共同指導を行った場合は2回算定)	600単位/回	
	初回加算(Ⅰ)退院した日に初回訪問した場合	350単位/月	
	初回加算(Ⅱ)退院した日の翌日以降に初回訪問した場合	300単位/月	
	看護・介護職員連携強化加算	250単位/月	
	ターミナルケア加算	2500単位/月	
	口腔連携強化加算	50単位/月	
	介護職員等処遇改善加算	総単位数に1.8%乗じた単位数を加算	

※地域区分(3級地)のため1単位あたり11.05円での計算となります。

※領収書の再発行はいたしません。大切に保管してください。

3) その他、料金に関わる特記事項

※キャンセル料 訪問時間の1時間前までにご連絡がない場合は利用料を100%いただきます。
(但し、緊急やむを得ない場合は除きます。)

※90分を超えた訪問 90分を超える訪問看護を行った場合30分ごとに4,500円いただきます。
(長時間訪問看護加算算定時以外)

※死後の処置 ご希望により死後の処置を行った場合は3,000円いただきます。
(エンゼルケアについてはご自宅にあるものを使用いたします)

6. 事故が発生した場合の対応

居宅サービス提供時に利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族の方にご連絡するとともに必要な措置を講じます。

7. 秘密の保持

居宅サービスを実施する中で知り得た利用者様やご家族の情報は、了承なしに他人に漏らすことはありません。なおサービスが適切かつ円滑に提供されるよう介護支援専門員・他の事業者・主治医に利用者様やご家族の情報を提供することがありますが、その場合には事前に了承をいただきます。

8. サービス内容に関する苦情

1) 利用者様に提供したサービスに関するご相談や苦情は遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

訪問看護ステーション 仁 刈谷 担当: 三浦 弥生
電話 0566-93-3930 FAX 0566-93-3931

2) 利用者様は当事業所以外に介護支援専門員・市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

愛知県国保連合会 介護福祉課内 苦情相談室	連絡先 052-971-4165
刈谷市役所 長寿課	連絡先 0566-62-1013
知立市役所 長寿介護課	連絡先 0566-83-1111
豊明市役所 健康長寿課	連絡先 0562-92-1261
大府市役所 福祉部 高齢障がい支援課	連絡先 0562-45-6289
知多北部広域連合 事業課 給付係	連絡先 052-689-2263

9. 虐待の防止

利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- 1) ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- 2) ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備します。
- 3) ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施いたします。
- 4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いています。
担当: 三浦 弥生
- 5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者様のご家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

10. 身体拘束等の原則禁止

ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載いたします。

11. 第三者評価について

第三者評価の実施の有無 無

令和 年 月 日

事業者は、利用者様に対する居宅介護サービスの提供にあたり、利用者様に対して別紙「サービス説明書」及び「訪問看護（介護予防訪問看護）重要事項説明書」に基づき説明を行い、利用者様の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任を持って行います。

事業者 本社所在地 〒461-0004 名古屋市東区葵 1 丁目 26 番 12 号 IKKO 新栄ビル 6 階
名 称 株式会社 gene 代表取締役 張本 浩平 印
所 在 地 〒448-0011 刈谷市築地町 2 丁目 8 番 14 号
事 業 所名 訪問看護ステーション 仁 刈谷
連 絡 先 電話 0566-93-3930 FAX 0566-93-3931

説明者 _____